

PCB使用電気機器の取扱いについて

(電気事業法/電気関係報告規則に基づく届出制度について)

平成13年10月15日付け経済産業省令第205号により、電気関係報告規則が改正・施行され、使用中のPCB使用電気機器を自家用電気工作物として保有している者は、産業保安監督部(産業保安監督署)への届出が必要となりました。

また、平成16年4月1日に届出制度の改正、及び平成17年4月1日に標準実施要領の改正がありましたので周知いたします。

1. 改正の背景

平成15年11月21日に社団法人日本電機工業会より電気機械器具について、平成16年2月12日にケーブルメーカー等9社よりOFケーブルについて、当該電気工作物に使用される絶縁油に微量のポリ塩化ビフェニルが混入している可能性が否定できない旨、それぞれ経済産業省へ報告されました。

これを踏まえ、経済産業省は、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに安全確保の観点から、平成16年3月1日付けで電気関係報告規則を一部改正しました。

2. 改正の概要

(1) 対象機器の追加

本制度に基づく届出の対象となる機器は、経済産業大臣が告示(平成16年3月1日付け経済産業省告示第67号)で定めるPCB含有絶縁油を使用した電気工作物(以下「PCB電気工作物」という)であり、これまでの変圧器(高圧、低圧)、電力用コンデンサー(高圧、低圧、サージアブソーバ)、計器用変成器、リアクトル、放電コイルに加えて、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルが対象となりました。

具体的には、これらの設備であって現に設置している又は予備として所有しているもののうち

「標準実施要領」(平成17年4月1日付け平成17・02・14原院第4号、原子力安全・保安院長通達)の別表として示された銘板等に示される表示記号等と照合するもの(原子力安全・保安院のホームページでご確認ください)

で判断できない場合であってもPCB含有絶縁油を使用した電気工作物であることが判明したもの

家電製品に組み込まれたPCB機器や、蛍光灯安定器は本届出制度の対象となりません。

(2) 絶縁油の排出に係る報告

電気工作物の破損その他事故が発生し、絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合にはP C B含有の有無にかかわらず、報告の対象となります。

(3) 制度概要

本制度により、P C B電気工作物の設置場所を所轄する産業保安監督部長に対して、以下の報告が必要となります。

区 分	報告規則 第4条中 の表中	届 出 内 容	報告様式
使 用 報 告	第15号の2	P C Bを含有するものであると判明した電気工作物を使用している又は予備として所有している個人又は法人は、P C B電気工作物の使用に係る事項（設置者氏名、名称、住所、事業場の名称、所在地、電気工作物の種類、定格、製造者名、型式、使用状態、製造年月、設置年月等）	様式 第1
氏名等 変更報告	第16号	の届出事項のうち設置者氏名、名称、住所、事業場の名称、所在地に変更があった場合には、変更に係る事項。 なお、住所の変更とはいわゆる本社住所の変更のことであり、所在地の変更とは事業場の住居表示の変更をいいます。 ^(注2)	様式 第1-2
廃 止 報 告	第17号の2	P C Bを含有する電気工作物を廃止（使用中止）した ^(注3) 個人又は法人は、P C B電気工作物の廃止（使用中止）に係る事項として、機器の特定のために必要な事項や廃止（使用中止）の理由（損壊、焼損の場合にはその後の処理を含む）等。 なお、本制度施行後に、の届出を行う前に使用を中止した場合であっても、廃止（使用中止）報告は必要となります。 ^(注4)	様式 第2
絶縁油 排出報告 浸透報告	第19号	P C B含有の有無（有りの場合はその濃度）、事故の状況及び講じた措置の概要等	様式 第3

(注1) 本届出制度は、電気事業法第106条に基づく制度です。なお、従来から行われていた(財)電気絶縁物処理協会へのPCB使用電気機器に係る届出については、電気事業法/電気関係報告規則の改正等に伴い、すでに届出の必要はなくなりました。

(注2) PCB電気工作物を含む設備等を、売買等により譲渡した(又は譲渡された)場合、譲渡した者は「廃止報告」を、譲渡された者は「使用報告」が必要になります。なお、合併等により事業の承継があった場合には、電気事業法第55条の2に基づく承継の手続きが必要となります。

(注3) 電路から一度外したPCB電気工作物は、「電気事業法/電気設備に関する技術基準を定める省令」第19条第11項により、電路への再施設は禁止されています。

(注4) PCB電気工作物等が廃棄物となった場合には、PCB特別措置法(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)等の関連法令等に基づく都道府県等への届出なども必要となります。

なお、以下のホームページにおいても関連の情報を提供していますので、参照下さい。

経済産業省 原子力安全・保安院

<http://www.meti.go.jp/topic/data/e11016aj.html>

<http://www.nisa.meti.go.jp/text/denanka/170401.pdf>

中部近畿産業保安監督部

<http://www.nisa.meti.go.jp/safety-chubu/denryoku/index.htm>

PCB廃棄物の処理に関する問い合わせ先

日本環境安全事業株式会社

フリーダイヤル 0120-808534

ホームページ <http://www.jesconet.co.jp>